

新事業承継税制について

新事業承継税制の改正について

2025 年 1 月 1 日以後の新事業承継税制に係る贈与については、後継者役員の 3 年縛りは撤廃され、贈与直前に役員であれば良いこととされました。これは、2027 年 12 月 31 日をもって新事業承継税制が期限終了となる予定であり、3 年縛りを維持した場合、2024 年 12 月 31 日までに役員に就任していなければ 2025 年 1 月 1 日以後の贈与について本税制の適用が受けられなくなるためです。新事業承継税制の留意点についてまとめると以下の通りです。

	特例措置に係る相続税の納税猶予	特例措置に係る贈与税の納税猶予
免除事由	後継者の相続 or 納税猶予に係る贈与	先代若しくは後継者の相続 or 納税猶予に係る贈与
株価	免除事由時の 株価に切り替え	納税猶予に係る贈与を複数回行っても当初の特例措置 贈与時の株価 (先代の相続まで株価固定)
期限	2028 年 1 月以降は一般措置に係る納税猶予	2028 年 1 月以降に先代の相続が発生した場合にも、贈与からの切り替えで 特例措置 に係る相続税の納税猶予は 適用可
利子税 (R6,7 年)	0.4% (現状取り止めてもリスクは低い)	
相続時精算課税の選択	納税猶予に係る 贈与時 に暦年贈与か相続時精算課税か選択	

事業承継税制については、①親族内での事業承継を継続しなければならないこと（親族外への贈与は想定されないため）、②2028 年 1 月 1 日以後は全額納税猶予できないこと、③適用要件が複雑であること、などを鑑みると拘子定規に適用を受けるのは得策ではないと考えます。

新事業承継税制の適用にあたっては、最終的に後継者の次の世代へ納税猶予により引き継ぐことで、先代の相続税及び利子税が免除されます。そのため次の世代への承継まで見通しが立つのであれば、新事業承継税制の適用の検討の余地があるものと考えます。また、株価対策ができず株価が高止まりし納税資金が不足するといったやむを得ない場合には、現状の利子税は低金利での借入れと同様の効果をもたらすので、緊急避難的な選択肢としても考えられます。